

# 令和2年6月市議会総務委員会資料

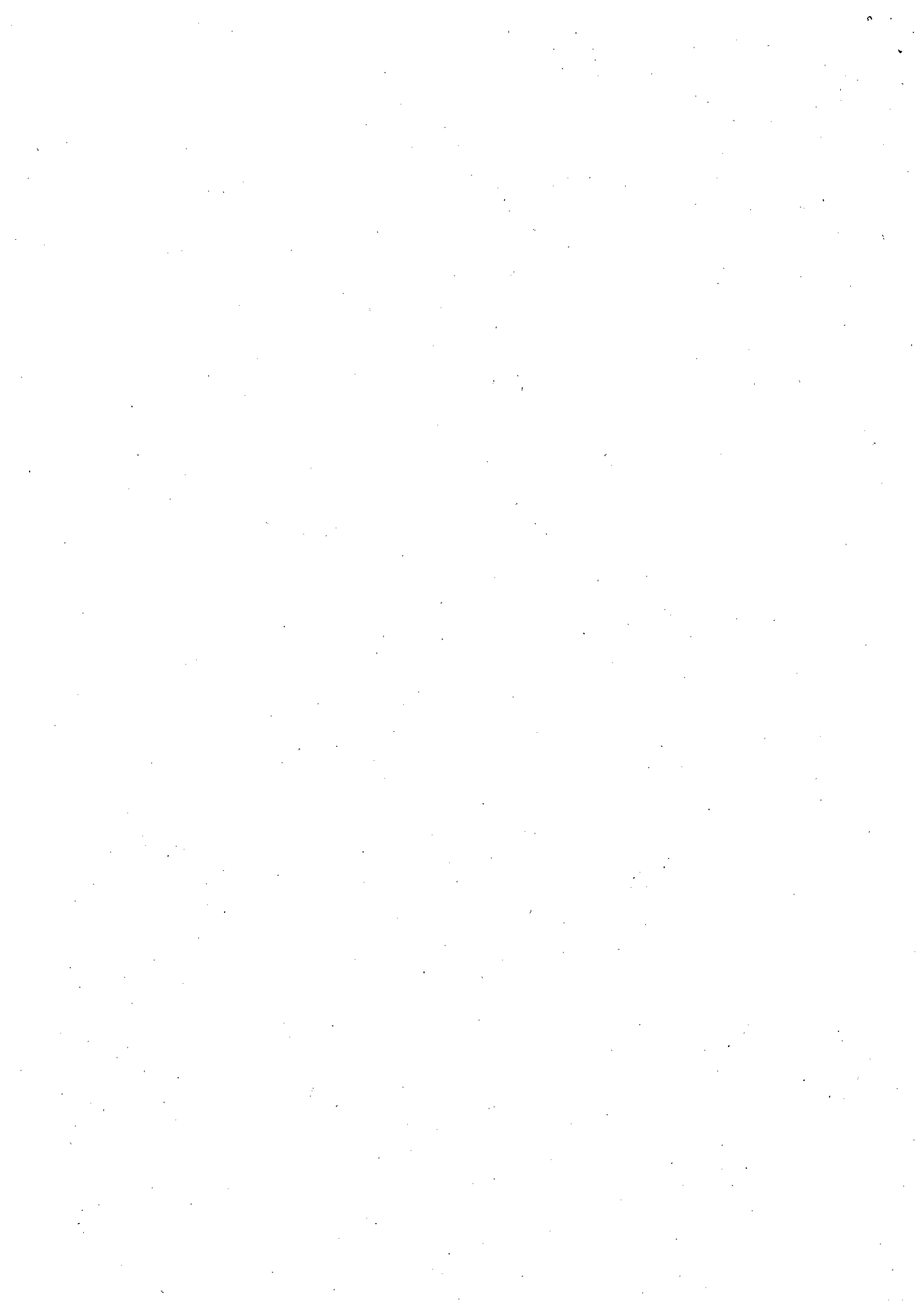
## 第86号議案 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

### 目次

条例改正の概要	.....	1ページ
条例の新旧対照表	.....	2ページ

総 務 部

令和2年6月



# 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正の概要

## 1 改正の趣旨

国家公務員において、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処した職員に係る特殊勤務手当の特例措置が講じられたことを受け、本市職員についても国家公務員に準じて特例の特殊勤務手当を支給しようとするもの。

## 2 改正の内容

職員が、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって次の作業に従事したときは、感染症防疫等業務手当のうち特例として定める額を支給する。

作業場所	作業内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・感染区域及び感染区域から医療機関等への移動時の動線上や車内</li><li>・医療機関から特定の場所への移動時の動線上や車内</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象者に接して行う作業</li><li>・対象者が使用した物件の処理</li><li>・施設内における長時間の連絡調整 等</li></ul>

## 3 手当額

作業1日当たり3,000円

以下の作業に従事した場合には、作業1日あたり4,000円

- ・患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業
- ・患者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業 等

## 4 施行日

公布の日。ただし、国の特例措置に準じて令和2年1月27日に遡及して適用する。

## 5 【参考】従事実績

業 務 内 容	延べ人数
・感染区域における消毒指導及び消毒	11人
・感染者の隔離施設内における対応（感染経路の聞き取り等）	1人
・医療機関から特定の場所への検査対象者の送迎	18人
・感染区域からの感染者の搬送（感染者の身体に接触しない業務）	4人
・感染者の身体に接触して行う搬送時における触診又は救命措置	10人
合計	44人

※ 延べ人数は令和2年6月4日現在

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成13年長崎市条例第12号)</p> <p>附 則</p> <p>(委任)</p> <p>9 附則第5項から第7項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(感染症防疫等業務手当の特例)</u></p> <p>9 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症防疫等業務手当を支給する。この場合において、第8条及び第13条第1項の規定は適用しない。</u></p> <p>10 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>11 <u>附則第5項から第10項まで(第8項を除く。)</u>に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>